

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
	該当団体数		30	17	18	3	27	25	21	1	0	4	17	
三重県	津市	学校教育課	059-229-3245	○	○		○	○					http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1167/article.php?articleid=11	
三重県	四日市市	教育委員会事務局 学校教育課	059-354-8250	○	○		○	○	○			○	http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu87107.html	
三重県	伊勢市	伊勢市教育委員会事務局学校教育課	0596-22-7879	○	○		○	○	○				http://www.city.ise.mie.jp/4096.htm	
三重県	松阪市	教育委員会事務局 学校支援課	0598-53-4389	○	○		○	○	○				http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1358929541014/index.html	
三重県	桑名市	教育委員会事務局 教育総務課	0594-24-1236	○			○	○	○				http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/24.11076.302.713.html	
三重県	鈴鹿市	教育委員会 学校教育課	059-382-7618		○		○	○				○		
三重県	名張市	教育委員会学務管理室	0595-63-7873	○	○		○	○	○				http://www.city.nabari.lg.jp/s058/020/060/040/201502051700.html	
三重県	尾鷲市	教育総務課 総務係	0597-23-8291	○	○		○	○	○			○	http://www.city.owase.lg.jp/contents_detail.php?frmid=11370	
三重県	亀山市	教育委員会学校教育室	0595-84-5075	○	○		○	○	○				http://www.city.kameyama.mie.jp/kyouiku/article/2014112307337/syugakuenjo.html	
三重県	鳥羽市	教育委員会事務局 学校教育課	0599-25-1265	○			○	○	○				http://www.city.toba.mie.jp/gakumu/shugakuenjo.html	
三重県	熊野市	教育委員会総務課	0597-89-4111	○			○	○	○	○				
三重県	いなべ市	教育委員会	0594-78-3507				○	○	○					
三重県	志摩市	学校人権教育課	0599-44-0336				○	○	○					
三重県	伊賀市	教育委員会事務局学校教育課	0595-47-1282	○	○	○	○	○	○				http://www.city.iga.lg.jp/ctr/33042/33042.html	
三重県	木曽岬町	教育委員会事務局 教育課	0567-68-1617	○			○	○					http://www.town.kisosaki.lg.jp/contents_detail.php?frmid=95	
三重県	東員町	教育委員会学校教育課	0594-86-2815				○	○	○					
三重県	菟野町	菟野町教育委員会 教育課 教育総務室	059-391-1155		○	○	○	○	○					
三重県	朝日町	教育委員会 教育課	059-377-5657	○			○	○					http://www2.town.asahi.mie.jp/menu3584.html	
三重県	川越町	学校教育課	059-366-7121	○	○		○	○	○				http://www.town.kawagoe.mie.jp/index.php/education/kyouiku/enjoy/	
三重県	多気町	教育委員会	0598-38-1121	○			○	○					http://www.town.taki.mie.jp/contents_detail.php?co=kak&frmid=204	
三重県	明和町	こども課	0596-52-7123		○		○	○						
三重県	大台町	教育委員会	0598-82-3791				○							

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法								ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導		ケ. その他	
三重県	玉城町	教育総務課	0596-58-8212		○			○	○					
三重県	度会町	学校教育係	0596-62-2422	○	○		○	○	○				http://www.town.watarai.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&frmid=836	
三重県	大紀町	大紀町教育委員会 学校教育課	0598-72-4040						○			○		
三重県	南伊勢町	教育委員会事務局	0596-77-0002	○	○		○		○				http://www.town.minamie.jp/modules/pico/index.php?content_id=129	
三重県	紀北町	学校教育課	0597-46-3124		○		○		○					
三重県	御浜町	教育委員会教育課学校教育係	05979-3-0526		○		○	○						
三重県	紀宝町	教育課	0735-33-0341		○		○		○					
三重県	多気町松阪市学校組合	教育委員会	0598-38-1121	○			○	○					http://www.town.taki.mie.jp/contents_detail.php?co=kak&frmid=204	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期
	該当団体数	19	17	12	13	13	15	9	6	8	9	5	5	10	5	15	7	0	0	12					
三重県	津市	○	○			○					○	○	○		○				○	1.3	その他	当該年度	314	課税所得の分類:給与所得	15%未満
三重県	四日市市	○	○												○				○	1.2	課税所得	当該年度	289	生活保護の基準額に1.20倍を超えた世帯のうち、学校長、民生委員の助言を受け教育委員会が適当と認めた場合。	15%未満
三重県	伊勢市														○				○	1.5	その他	前年度	342	保護者の世帯の合計所得が、平成25年8月の生活扶助基準見直し前の平成25年度生活保護基準額(5倍)を超え、ア〜カ、ク〜セのいずれかに該当し、特に教育委員会が認定したとき。	10%未満
三重県	松阪市	○	○		○	○														1.4	課税所得	前年度	377		20%未満
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	課税所得	当該年度	349	・扶養義務が無い児童生徒を養育している者 ・学校長及び民生委員の意見書に基づき、教育委員会が特に必要と認めた者	10%未満
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	289		15%未満
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	前年度	335		15%未満
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					特別支援教育就学奨励費の需要額に用いる保護基準の1.3倍以内	20%未満
三重県	亀山市	○														○			○	1.5	給与収入(税引き前)	前年度	395	・生活保護法第6条第1項に規程する被保護者(生活保護法第13条に規定する教育扶助に該当するものを除く、専任教員の一部) ・教育委員会が就学援助を必要と認めた者	10%未満
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	365		15%未満
三重県	熊野市		○			○																			15%未満
三重県	いなべ市	○									○		○							1.3	その他	前年度	300		5%未満
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度			20%未満
三重県	伊賀市														○					1.2	その他	前年度	299		15%未満
三重県	木曽岬町														○					1.3	課税所得	前年度	200		5%未満
三重県	東員町														○					1.3	課税所得	前年度	304		10%未満
三重県	菟野町	○														○			○	1.3	課税所得	前年度	317	生活保護の基準額をもとに判定した結果、却下となった場合でも、状況を裏付いた理由書を提出してもらうことで、再度判定を行っている。	10%未満
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	当該年度	257		5%未満
三重県	川越町																		○					特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	10%未満
三重県	多気町														○					1.5	課税所得	前年度	335		15%未満
三重県	明和町																		○					準要保護の設定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し」を利用	10%未満
三重県	大台町	○	○	○	○	○				○									○					児童扶養手当の要件に該当しない者であって、児童扶養手当の所得制限限度額を超えていない者	10%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率							
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	基準額	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの)	生活保護の基準額(一定の係数を掛けたもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				その他	課税所得等の分類
三重県	玉城町															○					1.5	課税所得	前年度	311		10%未満	
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○												10%未満
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○							○													10%未満
三重県	南伊勢町	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○							1.5	課税所得	前々年度	455		10%未満
三重県	紀北町		○					○								○						1.5	課税所得	前年度	350		20%未満
三重県	御浜町																○			○		1.5435	課税所得	前年度	240	特別な事情のため経済的に困難し就学援助を必要とする場合	10%未満
三重県	紀宝町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○						その他認定審査会で認められた者	10%未満
三重県	多気町松阪市学校組合															○						1.5	課税所得	前年度	335		15%未満

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																			
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえ、認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 児童養育施設	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	2	2	9	0	2	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	津市	○				○					○										
三重県	四日市市		○																		
三重県	伊勢市			○																	
三重県	松阪市			○																	
三重県	桑名市	○				○					○		○								
三重県	鈴鹿市																				
三重県	名張市																				
三重県	尾鷲市																				
三重県	亀山市																				
三重県	鳥羽市			○																	
三重県	熊野市																				
三重県	いなべ市					○															
三重県	志摩市																				
三重県	伊賀市					○															
三重県	木曽岬町			○																	
三重県	東員町			○																	
三重県	菟野町																				
三重県	朝日町		○																		
三重県	川越町																				
三重県	多気町			○																	
三重県	明和町																				
三重県	大台町																				

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)											問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他		
	該当団体数	0	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三重県	津市																							
三重県	四日市市																							
三重県	伊勢市																							
三重県	松阪市																							
三重県	桑名市																						標準保護の認定については、生活保護基準のほか、生活実態に即して判断する等の対応を行っている。	
三重県	鈴鹿市								○														基準額の時期を変更	
三重県	名張市																							
三重県	尾鷲市																							
三重県	亀山市																						基準額の時期を変更	
三重県	鳥羽市																							
三重県	熊野市																							
三重県	いなべ市																						基準額の時期を変更	
三重県	志摩市																							
三重県	伊賀市																						基準額の時期を変更	
三重県	木曽岬町																							
三重県	東員町																							
三重県	菟野町																							
三重県	朝日町																							
三重県	川越町																							
三重県	多気町																							
三重県	明和町																							
三重県	大台町																							

